

税務署  
受付印

使用貸借による権利の全部を引き継いだ合併法人又は  
分割承継法人が特定農地所有適格法人に該当する旨の届出書

(所得税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第21号)附則第55条第3項又は第5項適用分)

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

\_\_\_\_\_  
税務署長

〒

届出者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

(電話番号 \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ )

平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日に使用貸借による権利の設定を受けた「1」の特定農地所有適格法人が合併又は分割により消滅又は分割しましたが、「2」の合併法人又は分割承継法人が使用貸借による権利の全部を引き継ぎ、かつ、特定農地所有適格法人に該当するので所得税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第21号)附則(以下「法附則」といいます。)第55条第9項の規定により届け出ます。

|                                |                     |    |  |  |  |
|--------------------------------|---------------------|----|--|--|--|
| 1                              | 合併又は分割により消滅又は分割した法人 | 名称 |  | 所在地  |  |
| 2                              | 合併法人又は分割承継法人        | 名称 |  | 所在地  | 区分<br><input type="checkbox"/> 認定農地所有適格法人<br><input type="checkbox"/> 認定特定農業法人 |
| 届出者の特定農地所有適格法人における地位等          |                     |    |  | (代表権の有無) <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無<br>(地位) <input type="checkbox"/> 理事 <input type="checkbox"/> 業務執行権を有する社員 <input type="checkbox"/> 取締役 |  |
| 届出者が特定農地所有適格法人の行う農業に従事する日数等の状況 |                     |    |  | 農業に従事する日数 _____日<br>農作業に従事する日数 _____日  |  |

- 法附則第55条第3項又は第5項の規定に基づき使用貸借による権利の設定を受けた特定農地所有適格法人が合併又は分割した日は、令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日です。
- 合併又は分割により消滅又は分割した特定農地所有適格法人から合併法人又は分割承継法人が使用貸借による権利を引き継いだ日は、平成・令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日です。
- 合併又は分割により消滅又は分割した特定農地所有適格法人から合併法人又は分割承継法人が使用貸借による権利を引き継いだ農地等の明細は別紙「使用貸借による権利を引き継いだ農地等の明細書」のとおりです。

(添付書類)

- 合併により消滅し、又は分割をした特定農地所有適格法人から当該合併に係る合併法人又は当該分割に係る分割承継法人が使用貸借による権利の全部を引き継いだことを証する書類
- 合併に係る合併法人又は分割に係る分割承継法人が租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成17年政令第103号)附則第33条第3項各号に掲げる要件の全てに該当することを証する当該合併法人又は当該分割承継法人の所在地を管轄する農業委員会の書類
- 合併に係る合併法人又は分割に係る分割承継法人の登記事項証明書その他の当該合併法人又は当該分割承継法人に該当することを証する書類

|       |  |      |  |
|-------|--|------|--|
| 関与税理士 |  | 電話番号 |  |
|-------|--|------|--|

## 記載方法等

この届出書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則第 55 条第 3 項又は第 5 項の規定に基づき使用貸借による権利の設定を受けた特定農地所有適格法人が合併又は分割した場合に、合併後の合併法人又は分割承継法人が当該使用貸借による権利の全部を引き継いだ場合にその旨を税務署長に届け出るときに使用してください。

なお、この届出書の提出期限は、特定農地所有適格法人が合併により消滅した日又は分割した日から 2 か月を経過する日までです（提出期限までに提出しなかった場合には、その贈与税の納税猶予税額の全部について納税猶予の期限が確定します。）。

- 1 「合併法人又は分割承継法人」の「区分」欄は、合併法人又は分割承継法人が、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 103 号）附則令附則第 33 条第 3 項第 1 号イに規定する農地所有適格法人である場合には、「認定農地所有適格法人」の口にレ印を記入してください。また、当該法人が、同号ロに規定する農地所有適格法人である場合には、「認定特定農業法人」の口にレ印を記入してください。
- 2 「届出者の特定農地所有適格法人における地位等」欄は、届出者が合併後の合併法人又は分割承継法人に係る特定農地所有適格法人の代表権を有しているか否か及び理事等に就任しているか否かについて該当するものの口にレ印を記入してください。
- 3 この届出書には、別紙「使用貸借による権利を引き継いだ農地等の明細書」を必ず添付して提出してください。